

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則に基づき、母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や保育士等の生活の安定に資する資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合、及び修了した場合、又は厚生労働省が指定する講座を受講した場合、給付金を支給する。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 自立支援教育訓練給付金支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査（支給決定）、支給申請に対する応答 (2) 高等職業訓練促進給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査（支給決定）、支給額の算定、支給申請に対する応答 (3) 高等職業訓練修了給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査（支給決定）、支給額の算定、支給申請に対する応答
③システムの名称	表計算ソフト 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭自立支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 65の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当 0466-50-3580
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 特定個人情報を含むデータを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部 子育て給付課 手当担当	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	田淵 裕子	山縣 章宏	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則に基づき、母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や保育士等の生活の安定に資する資格取得のために、2年以上養成機関で修業する場合、及び修了した場合、又は厚生労働省が指定する1カ月以上1年未満の講座を受講した場合、給付金を支給する。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 自立支援教育訓練給付金支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給申請に対する応答 (2) 高等職業訓練促進給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給額の算定、支給申請に対する応答 (3) 高等職業訓練修了給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給額の算定、支給申請に対する応答	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則に基づき、母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や保育士等の生活の安定に資する資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合、及び修了した場合、又は厚生労働省が指定する講座を受講した場合、給付金を支給する。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 自立支援教育訓練給付金支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給申請に対する応答 (2) 高等職業訓練促進給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給額の算定、支給申請に対する応答 (3) 高等職業訓練修了給付金の支給申請の受理、支給申請に係る事実についての審査(支給決定)、支給額の算定、支給申請に対する応答	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	表紙 評価書名	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	誤表記の修正ため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	表紙個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務における(以下略)	藤沢市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務における(以下略)		誤表記の修正ため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務	事後	誤表記の修正ため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3835	0466-50-3580	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 45の項	番号法第9条第1項及び別表 65の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠)65の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月19日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。